

議案第75号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成24年6月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

松阪市長 山 中 光 茂

記

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成17年松阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第4項中「第2項」を「附則第2項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「第2項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「第2項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「、第5項及び第6項」を「及び第5項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第6項及び第7項」を「、第5項及び第6項」に、「から第8項まで」を「から第7項まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に、「附則第9項及び第10項」を「附則第8項及び前項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35

項若しくは第 37 項」を「、第 5 項、第 14 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項、第 32 項若しくは第 36 項」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則中第 13 項を第 12 項とし、第 14 項を第 13 項とし、第 15 項を第 14 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、平成 24 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 23 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の松阪市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第 3 項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第 5 項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号。次項において「平成 24 年改正法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 24 年度分及び平成 25 年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第 3 項	前項	附則第 2 項
	平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	10 分の 8	10 分の 9
旧条例附則第 5 項	0.8	0.9
	平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	第 2 項	附則第 2 項

- 4 平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 10 項	及び第 5 項	及び第 5 項並びに松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 24 年松阪市条例第 21 号。以下「平成 24 年改正条例」という。）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の松阪市都市計画税条例（以下「平成 24 年改正前の条例」とい
----------	---------	--

		う。) 附則第 5 項
	附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に	附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に
	から第 7 項まで	から第 7 項まで及び平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 5 項